

新 監 第 1 2 0 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

新見市長 石 田 實 様

新見市監査委員 西 村 誠
新見市監査委員 藤 野 好 幸

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項及び新見市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 1 9 条第 1 項の規定により報告書を提出する。

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年3月

新見市監査委員

目 次

ページ

公の施設の指定管理者

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の実施日	1
第 5	監査の方法等	1
第 6	対象団体及び施設の概要	1
第 7	指定管理の状況	2
第 8	監査の結果及び意見	2

公の施設の指定管理者監査報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新見市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

監査対象団体	対象施設	所管部署
公益財団法人新見美術振興財団	新見美術館	教育委員会生涯学習課

第4 監査の実施日 令和8年1月14日（水）、令和8年2月3日（火）

第5 監査の方法等

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が法令・協定書等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、関係書類を調査、照合するとともに、関係者から説明を聴取り、施設の管理状況等の実地調査を行った。

第6 対象団体及び施設の概要

1 所在地 新見市西方361番地

2 施設概要 敷地面積 4,174 m²

3 建物面積 838.45 m²

4 設置目的 新見美術館は、芸術文化の創造・発表・展示・保存・情報の拠点として、平成2年3月に新見市が建設し、同年11月に開館した。新見美術振興財団は、新見美術館の管理・運営を行うために市が出資し設立。当財団は、同年8月から管理・運営を受託し、平成18年4月1日から指定管理者となった。
芸術文化の創造・発表・展示・保存・情報の拠点及び郷土の歴史を理解する場として、収蔵品の中には中世新見庄に関する史料なども保管し、公開も行っている。

5 管理運営体制 館長、学芸員、事務職員2名、非常勤事務職員3名

第7 指定管理の状況

1 指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2 指定管理者が行う業務

美術品及び美術に関する資料の収集・保管・展示及び美術に関する調査研究並びに普及活動。

その他教育委員会が必要と認める業務

3 利用者満足度及びサービス向上のための取組み

アンケート結果を基に、幅広い年代層に向けた様々な企画展と併せてギャラリートークや関連イベントを実施している。

第8 監査の結果及び意見

1 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行については、会計諸帳簿は整理されており、概ね適正に執行されていると認められた。事務処理において、軽微な改善等を要する事項が見受けられたので、改善及び検討を求めた。

施設管理においては協定書等に基づき適正に行われているものと認められた。

また収蔵品は数が多く、場所が限られている中での保管の難しさも然ることながら、高い知見をもって適正に管理をされていた。

2 意見・要望事項

指定管理者の専門的知識や経験などを基に開催される展覧会等には、市内外から多くの方が訪れていただいている。また、この建物の中の喫茶室から市の駅前中心地が一望できる眺めは何物にも代えがたいものとなっている。この眺望を活かして、所管課と指定管理者とのより一層の連携のもと、メディア等を活用し、市民をはじめより多くの方々が訪れる施設となるよう望むものである。